

答申第 614 号

平成 28 年 6 月 22 日

神奈川県公安委員会
委員長 大崎 哲郎 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 西谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 27 年 5 月 13 日付けで諮問された特定警察職員の職務経歴に関する文書公開拒否（存否応答拒否）の件（諮問第 690 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定警察職員の職務経歴に関する文書について、その存否を答えるだけで非公開情報を公開することとなるとして、公開を拒んだことは、妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、平成27年1月16日付けで、神奈川県警察本部長(以下「警察本部長」という。)に対して、特定警察署の警部補以下の階級にある刑事課員2名の職務経歴が分かる文書(以下「本件情報」という。)について、行政文書の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- (2) 本件請求に対し、警察本部長は、平成27年1月27日付けで、警部補以下の階級にある警察官の氏名(以下「警部補以下の氏名」という。)は、特定の個人が識別される情報に該当するため、条例第5条第1号に該当するとともに、刑事課員の氏名は、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため、条例第5条第6号に該当することから、本件情報が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなるため、条例第8条の規定により、本件情報の存否自体を回答できないとして、公開拒否決定(以下「本件処分」という。)を行った。
- (3) 審査請求人は、平成27年3月25日付けで、行政不服審査法(平成26年法律第68号)による改正前の行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 警察は服務規程で名刺を作って渡さなければならないと決められており、警察官は全員、人事異動の都度名刺を作り、公務でいろいろな場所へ行って警部補より上や下などの階級に関わらず、自分の都合で名刺を渡している。私自身も今まで名刺を出さない警察官に会ったことがないため、職務経歴はプライバシーとは言えず、それを公開できないというのは承服でき

ない。

- (2) 公務員は、自分の身分を明らかにして仕事をするのが決められているのだから、その立場である経歴を公にできないというのは承服できない。
- (3) 職務経歴には、昇任歴等の詳細な情報が記載されているというが、私はその警察官の階級がいつ上がったかなどの情報は必要でなく、これまでどこの警察署の刑事課や交通課に所属していたかを公開してほしいだけである。名刺を配った時に、警察官は刑事課や交通課にいることを公表しているのだから、それを集めてつなぎ合わせれば分かることである。
- (4) 特定警察署の刑事課員2名が、私の応援していた特定首長選挙立候補者のところにいきなり選挙違反の警告に来たが、新人の立候補者に圧力をかけることは、選挙に対する重大な妨害である。警告をしたのは、現在の首長と特定警察署の関係が強いからではないか考えられる。こうした関係等を利用して当選した首長とこの刑事課員との関係を明らかにし、公正な選挙を実現するため、本件情報を公開してほしい。
- (5) 警察は、刑事課員の氏名を公開すると、その本人や家族に対し、捜査対象者等からの報復や嫌がらせを受けると説明しているが、日本は南米等の麻薬王国と違って、取締りを受けたからなどの理由で、刑事課員やその家族に危険が及ぶことはあり得ない。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件請求について

審査請求人が求める本件情報が存在するならば、神奈川県警察職員総合管理システム（以下「システム」という。）のサーバに記録された身上記録データ（以下「本件対象文書」という。）が該当すると考えられ、本件対象文書には、実施機関が職員の人事管理を適正に行うため、神奈川県警察職員人事記録取扱規程（以下「人事記録規程」という。）に基づき、人事管理上必要と認められる全職員の氏名、住所、親族、資格、勤務履歴、給与履歴等の詳細な情報が記録されている。

(2) 条例第5条第1号の本文該当性について

本件対象文書は、職員個人に関する情報であって、個人が識別される情報であるとともに、人事管理のための詳細な情報は、職員個人のプライバシーに関わる情報であり、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第5条第1号本文に該当する。

(3) 条例第5条第1号ただし書該当性について

本件対象文書に記載のある情報のうち、警察署の署長、副署長、課長等警部以上の階級にある者（相当職を含む。）の氏名は、県民の利便性を考慮し、神奈川県職員録や新聞の異動記事で原則公表していることから、慣行として公にされている情報であるが、警察署の刑事課員等警部補以下の氏名は、慣行として公にされている情報ではないことから、条例第5条第1号ただし書イには該当せず、条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しない。

(4) 条例第5条第6号該当性について

警察署の刑事課員は、違法団体等と直接対峙する捜査活動の第一線において勤務していることから、その氏名を公開すると刑事課員本人やその家族に対し、捜査対象者等からの報復、妨害及びその他の有形無形の嫌がらせ等を受けることが予想され、個人の生命、身体又は財産等に不法な侵害が及ぶ蓋然性が強く、今後の捜査活動の推進に重大な支障を及ぼすおそれが生じることから、刑事課員の氏名は、条例第5条第6号に該当する。

(5) 条例第8条該当性について

本件請求は、特定警察署の刑事課員の個人名を示し、当該刑事課員が特定警察署に在籍していることを前提として行われているが、本件情報の存否を答えるだけで、慣行として公とされていない職員の氏名を公開することとなるとともに、今後の捜査活動の推進に重大な支障を及ぼすおそれが生じることとなるため、条例第8条に該当する。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき、審査請求人から口頭による意見を聴取し

た。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件請求について

ア 審査請求人は、本件請求において、本件情報の公開を求めているものと認められる。また、実施機関が、仮に本件情報が存在した場合に、本件情報が記載されている文書として本件対象文書が該当すると説明していることに不自然な点は見当たらない。

イ 審査請求人は警察官の過去の名刺により職務経歴を確認することができる旨主張している。しかし、名刺は、職員が個々に作成し、自ら必要と判断したときに交付しているものと認められる。また、人事異動等で階級や所属に変更があった場合には個々に廃棄し、新たに名刺を作成しており、過去の名刺を保管する規定等はないことから、公的に支配され、職員が組織的に利用可能な状況に置かれているとはいえず、「実施機関において管理しているもの」には当たらないため、条例第3条第1項に規定する行政文書とは認められない。

(3) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

(イ) 本件対象文書には、警察官の氏名、住所、勤務履歴等が記載されており、個人に関する情報であって、個人が識別される情報であるため、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書ア、イ、ウ又はエに該当するものは公開するとされている。

(ア) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定して

いる。

実施機関は、警察署の刑事課員は、警部補以下の階級にある警察官であるため、警部以上の階級にある警察官とは異なり、その氏名は慣行として公にされている情報ではないことから非公開にすべき旨説明している。

当審査会で確認したところ、警部補以下の氏名は、昭和 46 年以降職員録に掲載されておらず、また、昭和 48 年以降新聞の異動記事でも公表していない事実が認められる。

また、審査請求人は、警察では服務規程で名刺を作って渡さなければならないことが決められており、警察官は人事異動がある都度、全員名刺を作っており、公務先で名刺を渡していることから、職務経歴はプライバシーに該当せず、公務員は、自分の身分を明らかにして仕事をしなければならないのに、その経歴を公開できないというのは承服できないと主張している。

当審査会で確認したところ、警察官の名刺に関しては、警察手帳取扱細則第 7 条により、警察手帳の名刺入れには、常に名刺を 1 枚以上納めておくことが規定されているのみである。警察官が身分を明らかにすることに関しては、警察手帳規則第 5 条及び神奈川県警察職員の職務倫理及び服務に関する規程第 12 条第 2 項第 5 号により、警察官であることを示す必要があるときは、警察手帳の証票及び記章を呈示することや市民との応接に際し、職務上支障がある場合以外で要求があったときは、所属、氏名等を明らかにすることが規定されていることから、警察官が職務遂行上必要と認めた特定の相手方に所属、氏名等を明らかにするため、名刺を渡すほか、警察手帳を呈示したり、口頭で伝えるものと認められ、これをもって、不特定多数の者に警察官の職務経歴を公開しているものとは認められない。

以上のことから、警察署の刑事課員の氏名は、条例第 5 条第 1 号ただし書イには該当しないと判断する。

(イ) 条例第 5 条第 1 号ただし書ウ該当性について

条例第 5 条第 1 号ただし書ウは、「公務員等の職務の遂行に関する

情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」については公開することを規定している。

本件対象文書には、経年的な配置場所、昇任の時期、給与の推移等人事管理上必要と認められる全職員個人の情報が詳細に記録されており、職員の身分取扱いに係る情報であると認められることから、ただし書ウには該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書ア及びエ該当性について

本件対象文書は、条例第5条第1号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は同号ただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないため、同号ただし書ア又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(4) 条例第5条第6号該当性について

ア 条例第5条第6号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は非公開とすることができるとしている。

イ 同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。そこで、本件対象文書の同号該当性について、実施機関の判断に相当な理由があるかどうか検討する。

ウ 実施機関は、警察署の刑事課員は、違法団体等と直接対峙する捜査活動の第一線において勤務していることから、その氏名を公開すると刑事課員本人やその家族に対し、捜査対象者等からの報復、妨害及びその他の有形無形の嫌がらせ等を受けることが予想され、個人の生命、身体又は財産等に不法な侵害が及ぶ蓋然性が強く、今後の捜査活動の推進に重大な支障を及ぼすおそれがある旨説明している。

警察の業務は、相手方からの反発、反感等を招きやすく、捜査を担当する警察官の氏名等が公開されると、当該警察官が特定され、被疑者等

から嫌がらせを受けるなど、当該警察官の生命、身体等の安全を脅かす犯罪が誘発されることが十分予想される。したがって、実施機関が犯罪の予防及び捜査に重大な支障を及ぼすおそれがあると判断した場合には、合理的な理由があると認められる。

エ 以上のことから、警察署の刑事課員の氏名は、これを公開することにより、犯罪の予防及び捜査に重大な支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例第5条第6号に該当すると判断する。

(5) 条例第7条該当性について

ア 審査請求人は、自身が応援していた特定首長選挙立候補者が選挙違反の警告を受けた原因は、現在の特定首長と特定警察署に強い関係があるのではないかと考えており、その関係を明らかにし、公正な選挙を実現するために公開を求めると主張しており、これは、条例第7条に規定する公益上の理由による裁量的公開を行うべきであると主張する趣旨であるとも解されるので、以下この点について検討する。

イ 条例第7条は、「実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるとき」は公開することができる旨規定している。

ここでいう「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第5条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による人の生命、身体等の保護のため必要な場合の公開義務に比べ、より広い社会的及び公共的な利益を保護する特別の必要がある場合をいい、本条の規定は、こうした場合に非公開情報であっても実施機関の裁量によって例外的に公開する余地を与えたものと解される。

ウ 実施機関は、本件対象文書について、条例第5条第1号及び6号に該当すると判断した上で、当該情報を非公開とすべき必要性を超えて公益上公開すべき特別の必要がないと判断したものであって、実施機関としての裁量を誤ったものであるとはいえない。

(6) 条例第8条該当性について

ア 条例第8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存

在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」と規定している。

イ 本件請求は、特定警察署の刑事課員の氏名を指定し、当該刑事課員が特定警察署に在籍していることを前提として行われているが、本件情報の存否について応答するだけで、当該刑事課員が特定警察署に所属しているか否かという、条例第5条第1号及び第6号に該当する非公開情報を公開することとなると認められることから、条例第8条の「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」場合に該当すると判断する。

ウ したがって、本件情報の存否について答えることは、条例第5条第1号及び第6号で定める非公開情報を公開することとなるため、条例第8条の規定に基づき、本件情報の存否を明らかにしないで公開請求を拒否した本件処分は妥当であると判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 27 年 5 月 13 日	○ 諮問
5 月 19 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
6 月 9 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
6 月 12 日	○ 審査請求人に非公開等理由説明書を送付し、非公開等理由説明書に対する意見書の提出を依頼
平成 28 年 1 月 12 日 (第 148 回部会)	○ 審議
2 月 12 日 (第 149 回部会)	○ 審査請求人から意見を聴取
3 月 22 日 (第 150 回部会)	○ 審議
4 月 15 日 (第 151 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
入 江 直 子	元神奈川県大学教授	
柿 崎 環	明治大学教授	部 会 員
交 告 尚 史	東京大学大学院教授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
西 谷 剛	元國學院大学法科大学院教授	会 長

(平成 28 年 6 月 22 日現在) (五十音順)